

令和2年第4回定例会（第3号）

令和2年12月10日（木曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議案第65号 令和2年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 3 議案第66号 令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第 4 議案第67号 令和2年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 5 議案第68号 令和2年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第 6 議案第69号 令和2年度七飯町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第 7 発議案第11号 特別委員会設置に関する決議
日程第 8 発議案第12号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書
日程第 9 閉会中の委員会活動の承認について

○出席議員（18名）

議 長	18番	木 下 敏	副 議 長	17番	青 山 金 助
	1番	横 田 有 一		2番	神 崎 和 枝
	3番	平 松 俊 一		4番	池 田 誠 悦
	5番	田 村 敏 郎		6番	稲 垣 明 美
	7番	畑 中 静 一		8番	長谷川 生 人
	9番	上 野 武 彦		10番	坂 本 繁
	11番	澤 出 明 宏		12番	中 島 勝 也
	13番	川 村 主 税		14番	中 川 友 規
	15番	若 山 雅 行		16番	川 上 弘 一

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	宮 田 東	総 務 部 長	釣 谷 隆 士
民 生 部 長	杉 原 太	経 済 部 長	青 山 芳 弘
総務部総務財政課長	倍 楼 司	総務部情報防災課長	若 山 みつる
総務部政策推進課長	中 村 雄 司	総 務 部 税 務 課 長	広 部 美 幸
会 計 課 長	青 山 栄久雄	民 生 部 住 民 課 長	清 野 真 里
民生部環境生活課長	磯 場 嘉 和	民 生 部 福 祉 課 長	村 山 徳 收
民生部子育て健康支援課長	岩 上 剛	経 済 部 商 工 観 光 課 長	福 川 晃 也
経済部農林水産課長	田 中 正 彦	経 済 部 土 木 課 長	佐々木 陵 二
経済部都市住宅課長	川 島 篤 実	経 済 部 上 下 水 道 課 長	笠 原 泰 之

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 次 長	扇 田 誠	学 校 教 育 課 長	北 村 公 志
生 涯 教 育 課 長	竹 内 圭 介	学 校 給 食 セ ン タ ー 長	柴 田 憲
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	川 崎 元		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田 中 正 彦

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書 記 長 倍 楼 司

○本会議の書記

事 務 局 長	関 口 順 子	書 記	妹 尾 洋 兵
書 記	佐々木 宏美		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

1 2 番	中 島 勝 也	1 3 番	川 村 主 税
-------	---------	-------	---------

午前10時00分 開議

開 議 宣 告

○議長（木下 敏） ただいまから、令和2年第4回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

12番 中 島 勝 也 議員

13番 川 村 主 税 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

議案第65号 令和2年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（木下 敏） 日程第2 議案第65号令和2年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、議案第65号令和2年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案説明申し上げます。

このたびの補正予算は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ2,182万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億5,318万1,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、国民健康保険システム改修や人事異動等による増額、新型コロナウイルス感染症に係る国保税減免による過年度還付金及び交付金の精算返還による増額、基金積立金の創設に伴う増額などを計上するものでございます。

それでは、国保7ページの歳出から御説明申し上げます。

1款総務費1項1目一般管理費は、税制改正に

係るシステム対応として、国民健康保険システム改修委託料59万4,000円の追加。国保事務職員人件費の人事異動等に伴う職員給料135万5,000円、職員退職手当組合負担金22万3,000円の追加、合わせて157万8,000円の追加。

8款諸支出金1項1目一般被保険者保険税還付金の新型コロナウイルス感染症に係る国保減免による増額見込みにより148万6,000円の追加。

3目その他償還金、前年度普通交付金の精算により国保支出金と返還金1,189万7,000円の追加。

10款基金積立金1項1目基金積立金、基金運用に伴う国民健康保険財政調整基金積立金627万1,000円の追加でございます。

次に、国保5ページの歳入に戻っていただきまして、2款道支出金1項1目保険給付費等交付金、税制改正に係るシステム対応といたしまして、国民健康保険システム改修費に対する交付金59万4,000円及び新型コロナウイルス感染症に係る国保税減免過年度還付金分に対する交付金148万6,000円、合わせて国庫調整交付金分208万円の追加。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金、人事異動等に伴う職員給与等繰入金157万8,000円の追加。

2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金、基金運用に伴う創設により1万円の追加。

4款繰越金1項1目繰越金、前年度繰越金といたしまして1,815万7,000円の追加。

7款財産収入1項1目利子及び配当金、基金運用に伴う創設により財政調整基金運用利子1,000円の追加でございます。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） すみません、支出の大きな金額の確認をさせていただければと思います。

国保8ページの22で償還金、利子及び割引料1,189万7,000円ということで上がって

るのですけれども、償還金とか何とかというのは当初予算に上げないで、この時期に上がってくる理由とか何とかというのは、先ほど説明があったのですけれども、よく理解できなかつたので、もう一度教えていただければと。調整だとか何とか言っていたのですけれどもお願いします。

それと、積立金の627万1,000円というのは、余った金の何%とか、基金の何%とか、そういう積立てする基準があるのでしょうか。627万1,000円と出てきた根拠というのがもし分かれば。差額だというのなら、それでも構いませんけれども教えていただければと思います。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、返還金に関しましては、給付費に係ります2月診療分に対して、国保連合会を通してどうしても5月精算になりますので、年度内での精算が間に合わないということで、その多くもらい過ぎた分を前年度において償還金として繰り越して支払うという形になっております。

あと、620万8,000円でございますけれども、平成26年度から赤字会計が続いておりますけれども、この赤字会計が解消されたことにより、黒字会計に転じたので、その分を基金として積立てさせていただいております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 今の説明で分かりましたけれども、そうすると、この時期どうしても調整として差額というか、余ったら返すし、足りなかつたらもらうみたいな、そういうような調整が発生するというのと、この金額については、特に何とかの何%とか、決まりがあるわけでもないという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） この精算額に関しては、今年度、道のほうから通知が来ます。それによって支払う形になっております。

以上でございます。（発言する者あり）

積立金のパーセントはございませんので御理解願います。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第65号令和2年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第66号 令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（木下 敏） 日程第3 議案第66号令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、議案第66号令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案説明申し上げます。

このたびの補正予算は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ351万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,275万3,000円とするものでございます。

今回の補正の内容は、本年度の後期高齢者医療広域連合納付金において、事務費負担金と保険基盤安定負担金が確定しましたので補正するものでございます。

それでは、後医7ページの歳出から御説明申し上げます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、本年度の負担金の確定により、事務費負担金を127万9,000円の減額、保険基盤安定負担金を279万円の追加、合わせて351万1,000円を追加する

ものでございます。

次に、後医5ページの歳入に戻っていただきます。

2款繰入金1項1目事務費繰入金は、後期高齢者医療事務費繰入金を歳出同額の127万9,000円の減額。

2目保険基盤安定繰入金も歳出と同額の479万円を追加するものでございます。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第66号令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第67号 令和2年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（木下 敏） 日程第4 議案第67号令和2年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） それでは、議案第67号令和2年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ2,683万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億4,578万2,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、介護保険サービスの各種利

用者の増減に伴う保険給付費の補正及び総合事業利用者並びに委託事業利用者の増に伴う地域支援事業費の補正でございます。

それでは、介保7ページの歳出より御説明いたします。

1款総務費1項1目一般管理費は、一般管理費（保険事業勘定）で、令和3年4月施行の介護保険法改正に伴う電算システムの改修で、委託料299万2,000円の追加。介護保険事務職員人件費は、給料から共済費までが人事異動及び人事院勧告により674万5,000円の減額。

3項1目介護認定審査会費は、介護認定事務職員人件費で、執行見込みにより、職員手当31万2,000円の減額。

2目認定調査費は、認定調査事務職員人件費で、報酬から旅費までが執行見込みにより27万9,000円の減額。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費は、通所リハビリテーションを当初、年間2,000名で計上しておりましたが200名増の2,200名、訪問介護は当初2,400名から200名増の2,600名と増加が見込まれ、負担金、補助及び交付金3,500万円の追加。

3目地域密着型介護サービス給付費は、認知症対応型生活介護が900名から130名増の1,030名と増加が見込まれ、負担金、補助及び交付金100万円の追加。

5目施設介護サービス給付費は、介護医療院が300名から50名減の250名と減少が見込まれ、負担金、補助及び交付金1,000万円の減額。

7目居宅介護福祉用具購入費は、5,200名から20名増の5,220名と増加が見込まれ、負担金、補助及び交付金20万円の追加。

2項介護予防サービス等諸費2目介護予防サービス給付費は、通所リハビリサービスが900名から30名増の930名、居宅療養管理指導は30名から15名増の45名と増加が見込まれ、負担金、補助及び交付金250万円の追加。

3目地域密着型介護予防サービス給付費は、小規模多機能型居宅介護が50名から15名増の65名と増加が見込まれ、負担金、補助及び交付金

100万円の追加。

7目介護予防サービス計画給付費は、2,100名から100名増の2,200名と増加が見込まれ、負担金、補助及び交付金50万円の追加。

4項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費は、5,700名から270名増の5,970名と増加が見込まれ、負担金、補助及び交付金350万円の追加。

6項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費は、2,700名から30名増の2,730名と増加が見込まれ、負担金、補助及び交付金100万円の追加。

3款地域支援事業費1項2目一般介護予防事業費は、介護予防事務職員人件費で、人事異動により職員手当84万4,000円の減額、共済費25万3,000円の減額、合計109万7,000円の減額。

3目包括的支援及び任意事業費は、包括的支援事務職員人件費で、人事異動及び人事院勧告により給与4万8,000円の追加、職員手当267万7,000円の減額、また、会計年度任用職員の転居で通勤手当等が減少したことにより費用弁償9万6,000円の減額、合計272万5,000円の減額。

次のページになります。

7款諸支出金1項1目第1号被保険者保険料還付金は、当初計上した額を超える見込みであることから、償還金、利子及び割引料30万円の追加。

次に、介保5ページに戻っていただき、歳入でございます。

3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金は、給付費増額により、現年分として708万3,000円の追加。

2項国庫補助金1目調整交付金は、給付費増額により、現年度調整交付金として204万7,000円の追加。

2目地域支援事業支援交付金は、介護予防事務職員人件費減により、介護予防事業交付金27万4,000円の減額、包括的支援事業等交付金は、包括的支援事務職員人件費減により104万9,000円の減額、合わせて132万3,000円の

減額。

3目介護保険事業費は、介護保険電算システム改修補助金として149万6,000円の追加。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は、給付費増額により、現年分として937万円の追加。

2目地域支援事業支援交付金は、介護予防事務職員人件費減により、地域支援事業支援交付金29万6,000円の減額。

5款道支出金1項1目介護給付費負担金は、給付費増額により、現年分として419万6,000円の追加。

2項道補助金1目地域支援事業支援交付金は、介護予防事務職員人件費減により、介護予防事業交付金13万7,000円の減額、包括的支援事業等交付金は、包括的支援事務職員人件費減により52万5,000円の減額、合わせて66万2,000円の減額。

7款繰入金1項1目介護給付費繰入金は、給付費増額により、現年分として433万8,000円の追加。

2目地域支援事業繰入金は、介護予防事務職員人件費減により、介護予防事業交付金13万7,000円の減額、包括的支援事業等交付金は、包括的支援事務職員人件費減により52万5,000円の減額、合わせて66万2,000円の減額。

3目その他繰入金は、介護保険事務職員人件費減により、事務費繰入金584万円の減額。

2項基金繰入金1目介護保険財政調整基金繰入金は、介護保険財政調整基金繰入金として708万7,000円の追加でございます。

以上、簡単ではございますが提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第67号令和2年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第2号）を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第68号 令和2年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（木下 敏） 日程第5 議案第68号令和2年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（笠原泰之） それでは、議案第68号令和2年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）について提案説明申し上げます。

今回の補正予算は、職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、期末手当の支給率が改定されたことや本年度4月以降の人事異動等に伴う水道事業所属職員の人件費の減額補正、また、取水施設のポンプ等が水量不足等により稼働増となったための電気料の増による動力費の追加補正が主な内容となっております。

議案となりますが、第1条は、令和2年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）を次のとおりとする総則でございます。

第2条は、令和2年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額について、第1款水道事業費用で120万円を追加し、4億5,410万5,000円とし、うち第1項営業費用で同じく120万円を追加し、4億1,116万3,000円とするものでございます。

第3条は、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、職員給与費を114万5,000円減額し、4,180万4,000円に、賞与引当金繰入額を10万2,000円減額し、336万9,000円とするものでございます。

次に、収益的支出の予算科目の説明となります。3ページ目をお開き願います。

1款1項1目原水及び浄水費は237万8,000円の追加で、内訳は、手当2万8,000円、賞与引当金繰入額6,000円、法定福利費3万5,000円の減額、施設電気料が当初予算より不足する見込みから、動力費の244万7,000円の追加となっております。

次に2目配水及び給水費は93万円の減額で、内訳は、給与28万1,000円、手当21万2,000円、賞与引当金繰入額7万7,000円、法定福利費36万円を減額するものでございます。

次に、4目業務費は3万5,000円の減額で、内訳は、手当1万7,000円、賞与引当金繰入額1,000円、法定福利費1万7,000円を減額するものでございます。

次に、5目総係費は21万3,000円の減額で、内訳は、手当7,000円、賞与引当金繰入額1万8,000円、法定福利費18万8,000円を減額するものでございます。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第68号令和2年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第69号 令和2年度七飯町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（木下 敏） 日程第6 議案第69号令和2年度七飯町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（笠原泰之） それでは、議案第69号令和2年度七飯町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案説明申し上げます。

今回の補正は、職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、期末手当の支給率が改定されたことや本年度4月以降の人事異動等に伴う水道事業所属職員の人件費の減額補正が主な内容でございます。

議案となりますが、第1条は、令和2年度七飯町下水道事業会計補正予算（第1号）を次のとおりとする総則でございます。

第2条は、令和2年度下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額について、第1款下水道事業費用で75万円を減額し、7億4,425万円とし、うち第1項営業費用で同じく75万円を減額し、6億5,697万6,000円とするものでございます。

第3条は、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、職員給与費を69万7,000円減額し、2,677万円に、賞与引当金繰入額を5万3,000円減額し、221万2,000円とするものでございます。

次に、収益的支出の予算科目の説明となります。3ページ目をお開き願います。

1款1項2目管渠費は18万円の追加で、内訳は、手当24万2,000円、賞与引当金繰入額6,000円の追加、法定福利費6万8,000円の減額となっております。

次に、4目業務費は13万4,000円の減額で、内訳は、手当2万円、賞与引当金繰入額8,000円、法定福利費10万6,000円を減額するものでございます。

次に、5目総係費は79万6,000円の減額で、内訳は、給料30万6,000円、手当18万3,000円、賞与引当金繰入額5万1,000円、法定福利費25万6,000円を減額するも

のでございます。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。これより討論を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。これより採決を行います。

議案第69号令和2年度七飯町下水道事業会計補正予算（第1号）を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7

発議案第11号 特別委員会設置に関する決議

○議長（木下 敏） 日程第7 発議案第11号特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提案説明を求めます。

中川友規議員。

○14番（中川友規） 発議案第11号特別委員会設置に関する決議。

標記の発議案を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和2年12月8日。

七飯町議会議長木下敏様。

提出者、七飯町議會議員、中川友規。

賛成者、長谷川生人議員、平松俊一議員、田村敏郎議員、畑中静一議員、澤出明宏議員、川村主税議員。

特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、特別委員会を設置する。

1、名称。

第5次七飯町総合計画に関する調査特別委員

会。

2、設置の目的。

第5次七飯町総合計画後期基本計画（中間見直し）に関する調査が必要なため。

3、構成人員。

議長を除く17名。

4、活動期間。

調査が終了するまで、閉会中も継続して調査を行う。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

発議案第11号特別委員会設置に関する決議を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました第5次七飯町総合計画に関する調査特別委員会の構成員は、委員会条例第5条の規定により、議長が指名することとなっております。

お諮りいたします。

第5次七飯町総合計画に関する調査特別委員会を、議長を除く全員の議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、第5次七飯町総合計画に関する調査特別委員会委員には、議長を除く全員の議員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開い

たします。

諸 般 の 報 告

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告を行います。

ただいま、第5次七飯町総合計画に関する調査特別委員会より、委員長に田村敏郎議員、副委員長に稲垣明美議員を互選した旨の報告がありました。

この際、委員長就任の挨拶を求めます。副委員長も一緒をお願いいたします。演台のほうへお願いいたします。

○5番（田村敏郎） ただいま御紹介にありましたように、第5次七飯町総合計画の調査特別委員長に互選されました田村であります。そして、副委員長に互選されました稲垣でございます。

共に一生懸命皆様のお力を借りながら頑張ってまいりたいと思いますので、ひとつよろしくどうぞお願いいたします。（拍手）

○議長（木下 敏） 就任の挨拶を終わります。

日程第8

発議案第12号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

○議長（木下 敏） 日程第8 発議案第12号不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

長谷川生人議員。

○8番（長谷川生人） 発議案第12号不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年12月8日。

七飯町議会議長木下敏様。

提出者、長谷川生人。

賛成者、中川友規議員、川上弘一議員、池田誠悦議員、畑中静一議員、澤出明宏議員、川村主税議員でございます。

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書。

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4893件と過去最高となった。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

そこで、政府におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記。

1、不妊治療は、一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることのないよう十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。

2、不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。

3、不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに

整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。

4、不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先は、内閣総理大臣殿、厚生労働大臣殿。

以上でございます。よろしく御審議願います。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 大変立派な意見書であれはすけれども、これに対してどうこうではありません。ただ、もしデータをお持ちでしたらお答えいただきたいと思うのですけれども、この本文の中で、日本全体の不妊治療の件数が上がっていますけれども、七飯町とか道南とか北海道とか、もし身近なところでの数値がもしあれば、教えていただければと思うのですけれども。

○議長（木下 敏） 長谷川生人議員。

○8番（長谷川生人） ただいまの質問は、身近なところの数値とおっしゃいましたけれども、私が今現在用意しているのは全国のデータでございます。ただいまの質問にはちょっと答えられませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

発議案第12号不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9

閉会中の委員会活動の承認について

○議長（木下 敏） 日程第9 閉会中の委員会活動の承認についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会から、特定の案件について、閉会中に委員会活動を行いたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

委員会申出のとおり、この活動を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、委員会の申出のとおり、その活動を承認することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（木下 敏） 以上で、本定例会に付議された全ての案件の審議は終了いたしました。

よって、令和2年第4回七飯町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後10時52分 閉会

